

質問回答書

番号	該当箇所	質問事項	回 答
1	プロポーザル実施要領 p.2 3(4)	該当箇所に記載がございます「同種及び類似業務」とは具体的にどのような業務でしょうか。	次のどちらかの業務実績を1件以上有することが必要です。 同種業務：道の駅基本構想策定、道の駅基本計画策定又は道の駅基本設計策定に関する業務 類似業務：道の駅に類似又は関連する施設（道路休憩施設の物販施設等）に関する基本構想策定、基本計画策定又は基本設計策定に関する業務
2	様式第3号 業務受託実績	質問回答番号1に「同種及び類似業務」の定義をご回答いただきましたが、様式第3号に、お示しの同種業務又は類似業務を1件以上記載すればよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
3	様式第5号 配置予定技術者調書（管理技術者）	様式第5号に記載する管理技術者の実績は、別紙3仕様書（p.3）第1章第7条(5)②③に該当する内容を記載することでよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
4	様式第5号 配置予定技術者調書（管理技術者）	別紙3仕様書（p.3）第1章第7条(5)③に該当する「講演会又は勉強会の講師等」の実績は、業務として実施したもの以外で個別に実施したケース（派遣制度（国交省・内閣府等）などで講習会・勉強会及びセミナーを開催した等）もありますが、様式第5号には、上記の区分が分かるように記載すればよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
5	様式第5号 配置予定技術者調書（照査技術者及び担当技術者）	様式第5号に記載する照査技術者および担当技術者の実績は、別紙2審査基準（p.1）②ウを踏まえ、以下のどちらの定義に基づき記載すべきでしょうか。 ●別紙3仕様書（p.3）第1章第7条(5)②③の管理技術者の要件に準拠する内容 ●質問回答番号1の質問回答に記載いただいた同種業務および類似業務	照査技術者及び担当技術者の実績については規定しておりませんので、どちらの実績を記載いただいても大丈夫です。
6	様式第5号 配置予定技術者調書（照査技術者及び担当技術者）	様式第5号に記載する照査技術者および担当技術者の実績として、別紙3仕様書（p.3）第1章第7条(5)③に該当する「講演会又は勉強会の講師等」の実績も記載すべきでしょうか。	照査技術者及び担当技術者の実績については規定しておりませんので、当該実績の記載は任意です。
7	様式第5号 配置予定技術者調書	様式第5号に記載する手持ち業務状況は、5月28日（火）のプロポーザル公告日を基準に記載することでよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。なお、様式第1号の提出日を基準にさせていただいても差し支えありません。

8	(別紙1) 企画提案書作成等要領 p.1 1(1)	「※1 企画提案書は、20 枚以内」とございますが、表紙、目次は20 枚以内に含まれないという理解でよろしいでしょうか。	表紙、目次も含め、20枚以内で作成ください。
9	(別紙1) 企画提案書作成等要領 p.1 1(1)	「※2 体裁は・・・日本語表記で10 ポイント以上」とございますが、図表内のフォントサイズも10 ポイント以上が必要でしょうか。	お見込のとおりです。
10	プロポーザル実施要領 p.2 4(1)⑧	法人税（その3の3）の提出のみでよろしいでしょうか。県税（和歌山県）および市区町村税（※契約等の権限を委任された紀美野町競争入札参加資格登録を行っている事務所の所在自治体）についても提出が必要でしょうか。	実施要領（p.2）3(2)の「国税及び地方税を滞納していないこと。」ということ踏まえ、国税と地方税についてそれぞれ提出ください。 【国税】納税証明書その3の3 【地方税】法人(本社)の所在地市町村において、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、及び住民税特別徴収分に未納税額のないことが確認できる証明書。完納証明書でも可。 ※本社所在地における本社について未納税額のないことが確認できる証明書を提出すること。委任先の証明書ではありません。 ※都道府県民税についての提出は不要です。ただし、法人(本社)の所在地が東京23区にあっては、上記市町村の証明が無いため、都税務署長による証明書を提出すること。